

## 3月定例教育委員会会議録

1、開会年月日 令和3年3月19日（金）

2、閉会年月日 令和3年3月19日（金）

3、出席委員氏名

西畑 敦司 名倉 幸子 西田 伊作

吉田 義和

4、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

教 育 長 森 継 隆

事 務 局 長 青 木 仁

教 育 総 務 課 長 粕 谷 治

ま な び 推 進 課 長 高 山 仁

ま な び 推 進 課 付 課 長 長 岡 律 子

文 化 財 課 長 今 里 美 恵 子

教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長 西 田 智 也

図 書 館 長 河 本 由 賀

市 民 協 働 ・ 女 性 活 躍 推 進 課 長 石 原 康 司

教 育 総 務 課 庶 務 係 長 中 村 亨

5、会議に付した議案の件名

日程第1 教育長報告

日程第2 議題 第4号 天理市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

(案) について

第5号 学校教育法施行細則の一部を改正

する細則（案）について

第 6号 天理市立幼稚園規則の一部を改正  
する規則（案）について

第 7号 天理市文化財保護条例施行規則の  
一部を改正する規則（案）につい  
て

第 8号 天理市立図書館条例施行規則の一  
部を改正する規則（案）について

第 9号 天理市教育表彰規則の一部を改正  
する規則（案）について

第10号 天理市教育委員会の権限に属する  
事務の補助執行に関する規則の一  
部を改正する規則（案）について

日程第3 報告 なし

## 6、会議の経過議題

開会 午後 2時00分

終了 午後 2時31分

## 1 教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから、3月の定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は、名倉委員と西田委員をお願いいたします。

まず日程第1、私からの報告ですが、3月6日に教育総合センターで奈良県青少年指導員連絡協議会の研修に行かせていただき、就職のカウンセリングを担当されている方の話を聞かせてもらいました。3月13日は、文化財課の石田係長の講演を教育委員の皆さんと一緒に聞かせていただきました。その講演に関する記事が本日の読売新聞に載っていました。古墳の良さを教えていただいて、私も古墳に行きたくなりました。1,596基ほどあるそうなので、全部見に行くだけでも大変だと思いますが、文化財課の資料もありますし行けたらいいなと思っております。

何か質問はありますか。よろしいですか。

それでは次に、日程第2議題に移ります。議題第4号 天理市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）について、議題第5号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則（案）について、議題第6号 天理市立幼稚園規則の一部を改正する規則（案）について及び議題第7号 天理市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）について一括して審議いたします。

説明を教育総務課からお願いします。

### 1 教育総務課長

では、説明をさせていただきます。議題第4号、第5号、第6号及び第7号について説明させていただきます。

資料の11ページをご覧ください。

この4つの規則の改正する理由ですが、3制定改廃の理由及び概要のところにございます。行政手続の簡素化及びオンライン化の推進等のため、市に対する手続のうち、市民等に押印を求めている手続について、押印を原則として廃止するために行うものでございます。これは天理市全体で行っているものでございます。

では、順番に説明させていただきます。

議題第4号は天理市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則です。新旧対照表が資料の4ページにございます。まず、右側が現行で左側が改正案です。様式第3号の誓約書の使用者の欄に住所、氏名の欄に「印」とありましたが、これを削る改正を行います。

次に議題第5号です。学校教育法施行細則の一部を改正する細則ということで、新旧対照表6ページです。学校教育法の施行細則の様式第9号にございます。こちら、学齢児童就学義務猶予（免除）許可願の保護者欄の住所、氏名のところに「印」がございました。これを削るものでございます。

続きまして、議題第6号は天理市立幼稚園規則の一部を改正する規則です。資料8ページの新旧対照表をご覧ください。天理市立幼稚園規則の第1号様式です。入園許可申請書の下にあります保護者の欄、住所、氏名のところに「印」がございました。これを削るものでございます。

続きまして、議題第7号の天理市立文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則ですが、新旧対照表、資料の10ページ、第2号様式です。天理市指定文化財指定同意書、こちらの住所、氏名または名称の

この「印」の欄を削るものでございます。

それぞれの規則につきまして、令和3年4月1日から施行するという  
ことで、「印」を削って各様式を使っていただくという改正でござ  
います。

説明は以上でございます。

1 教育長

何かご質問はございますか。

西畑委員。

1 西畑委員

2点あります。1点、もう他にこの教育委員会関係で押印のある様  
式というのはありませんか。

1 教育総務課長

もうないかと思えます。

1 西畑委員

これで全てですね、分かりました。もう一点は、その行政手続の簡  
素化及びオンライン化の推進等のためということになってはいますけれ  
ども、実際にそのオンライン化の推進というのはどのように進んでい  
くのでしょうか。

1 教育総務課長

これはコロナ禍が始まって、国の施策で始まっているものかと思  
います。去年の春頃からオンラインで書類を手続するに当たって、この  
日本独特の押印という手続が障害になってくるだろうということで、  
国から進められている手続でございます。市のオンライン化の手続に  
つきましては、まだ役所の内部の書類のやりとりであってもまだ紙で

行っているところでございますけども、市長部局の総務課でオンライン化を進められるよう検討しているところでございますので、そういった内部から始めてまた市民の方にオンラインで手続するというのは徐々に進んでいくのではないかと考えております。

1 西畑委員

ぜひ進めていただきたいと思いますが、まだまだ時間がかかりそうですね。

1 教育総務課長

そうですね。

1 西畑委員

分かりました。ありがとうございます。

1 教育長

よろしいですか。それでは第4号から第7号までは承認することとなりました。

次に、議題第8号 天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）についての説明を図書館からお願いします。

1 図書館長

第8号 天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について説明をさせていただきます。

22ページをご覧ください。

今回の改正は、移動図書館事業の廃止に伴い、図書館の事業、事務分掌及び開館時間について定めた第2条、第4条、第5条及び第10条を改正するものでございます。また、電子書籍サービスの開始に伴い、第2条、第7条、第10条、第13条及び第15条を改正するも

のでございます。

順番に説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。

今回の改正では、まず第1条ですが、電子図書館サービス開始に伴う改正と、その他修正の追加等による改正を行います。

次に14ページ、第2条で移動図書館の令和3年度からの廃止についての改正を行います。

第1条関係について説明をいたします。15ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第2条第1号中、「整理」の次に「、貸出し」を加えさせていただきます。

次に、第7条、貸出しの登録、第8条、個人貸出し、第9条、団体貸出しの条文中に「図書館資料等」という言葉があるのですが、これらの中から電子書籍を除くために、第7条第1項中3行目に、「図書館資料等」の次に「（電子書籍（電磁的記録であって、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。以下同じ）を除く。以下次条及び第9条において同じ。））」を加えます。

また、第10条の次に電子書籍についての条文を第10条の2として新たに加えさせていただきます。

次に、16ページをご覧ください。

第13条第2項ただし書は、第8条に同じような文言がございますので、こちらを削除し、「ただし、第10条の2第1項の電子書籍の貸出しについては、この限りでない。」に改めさせていただきます。

次に第15条第1項中、「参考図書館資料等」を「参考資料」に改め、同条第2項中の「図書館資料等」を「資料」に改めさせていただきます。

次に、17ページをご覧ください。

第7条関係の第1号様式中の生年月日の欄の西暦などの年号を削らせていただきます。

次に、18ページをご覧ください。

第2号様式の次に第3号様式（第10条の2関係）天理市電子図書館利用申込書を加えさせていただきます。

次に、19ページをご覧ください。

第2条関係、移動図書館廃止に伴う改正でございます。こちらは第2条中、第7号を削り、第8号を第7号とします。第4条中、第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰上げさせていただきます。第5条第2項、「移動図書館の利用時間は、教育委員会が定める。」を削らせていただきます。

次に、第10条、移動図書館の条文を削り、第10条の2の電子書籍の条文を第10条とします。それに伴い、次の21ページをご覧ください。第3号様式中、「第10条の2関係」を「第10条関係」に改めさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 1 教育長

今の説明に関して何かご質問ございますか。

西畑委員、お願いします。

#### 1 西畑委員

ちょっと気になるのですが、改廃調書の改廃の理由の説明と実際の規則の順番が逆になっていませんか。

#### 1 図書館長



すみません。逆になっています。

1 西畑委員

制定改廃の理由及び概要というところの上半分の「移動図書館事業の廃止に伴い」のところが、1条に関する説明であるように読めてしまうのですが、実際は「電子書籍サービス開始に伴い」の部分が1条で、こちらが先のはずですよ。あとのほうが移動図書館事業の廃止に伴うものですね。

1 図書館長

はい。

1 西畑委員

これは混乱するので、整えておいてください。

1 図書館長

はい。修正させていただきます。

1 西畑委員

以上です。

1 教育長

18ページの様式は見本ですか。

1 西畑委員

大きさ的にはこの大きさです。

1 図書館長

はい。

1 教育長

実際の様式にはこういった下線は引かれていないのですか。

1 西畑委員

線が入っているところは全部、新しく付け加えられるものですね。という意味合いの線が入っているものですね。

1 教育長

生年月日も住所も電話番号もデータとして記載する必要があるのですね。

1 図書館長

はい。本人確認をさせていただいております、全部書いていただきます。

1 教育長

本人確認は、免許証か生徒手帳か学生証等ですか。

1 図書館長

はい。

1 西畑委員

電子図書館を使うのに、利用者IDとパスワードは別に登録されるのです。やはり他の人にこのIDとパスワードを絶対に使わさないようにという意味合いもあって、本人確認していますと聞きました。

1 教育長

間違っ書かないようにという意味での本人確認ですか。

1 図書館長

そうですね。

1 教育長

虚偽の情報で登録する人を避けるために情報を書かせているという意味もありますね。

1 西畑委員

市内に住んでいて、あるいは市内の事業所とか学校に通勤通学している人とことを確かめるためにということだそうです。

1 図書館長

初期パスワードと利用者IDをお渡しさせていただくのですが、IDのほうが利用者カード番号8桁でお渡しさせていただいて、初期パスワードのほうは生年月日でお渡しさせていただきたいと思っておりますので、図書館の資料として生年月日等が必要になってきますので、記入していただくということになっております。

1 教育長

初期パスワードは生年月日なのですね。

1 図書館長

初期パスワードだけで、あとは1回それで入っていただいて、変更していただくという形になります。

1 教育長

利用者IDはもうこの8桁ですね。

1 図書館長

そうですね。

1 教育長

ほかの委員の方、よろしいですか。

1 吉田委員

12ページの真ん中あたりですけども、貸出し冊数は1回に5冊ですけども、これは自宅にいてもどこからでも借りることができて、読み終わればすぐ返せるわけですね。

1 図書館長

はい。

1 西田委員

1 回に5冊借りると、その間その5冊はその人が取り込んでしまつて他の人が借りられないわけですね。私ども紙の本と同じような形をとっておられるわけですが、そのほうがいいですか。

1 図書館長

そうですね。あまり少な過ぎると何回も借りる行為が起こり得るといふことで、ある程度冊数があったほうがいいといふことを業者からお受けしまして、5冊といふことにさせていただいています。

1 吉田委員

そうですか。分かりました。

1 教育長

よろしいですか。このチラシはもう配付しているのですか。

1 図書館長

これはなかなかイメージしづらいのではないかと思うので、図書館のほうで作った資料ですので配布はしていません。

また、電子書籍はやはり人気作家のもの等は最新版がどうしても購入できないので、新着書というところが比較的新しい図書館向けの電子書籍化されている分といふことになります。「新着書をもっと見る」というところをクリックしていただきますと、もっといろいろなものが出てくるという形になっております。

1 教育長

有名な書籍が購入できないのは難点ですね。

1 西畑委員

ですが、実際こういう電子書籍を利用しようかというような人というのは、例えばAmazonのPrime ReadingとかKindleといったところで、借り放題のプラン等で使っている人も多いので、有名どころは大体そういうところで見られてしまうと思いますので図書館としては差別化をしたほうが良いとは思いますが。

1 教育長

やはりこれから興味を持って電子図書やろうと思う人にすれば、有名な書籍がある方がよいとは思いますが。これらの書籍はすべて電子図書専用の本ですか。

1 図書館長

そうです。電子書籍化されたものです。

1 教育長

もう紙では売っていないのですか。

1 図書館長

紙でも売っているものはあります。

1 教育長

では、それでよろしいですか。

では、第8号も承認するという事で、次のほうは第9号と第10号のほうを、第9号のほうは天理市教育表彰規則の一部を改正する規則（案）について、第10号は天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（案）について一括して審議いたします。

説明は教育総務課からお願いします。

1 教育総務課長

はい。説明させていただきます。

すみません。資料の27ページをご覧ください。こちらの条例、規則等制定改廃調書のところでございます。天理市教育表彰規則とその天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に「市民協働・女性活躍推進課」という文言が入っております。3の欄にございますとおり、令和3年4月1日の機構改革に伴いまして、「市民協働・女性活躍推進課」が「市民総活躍推進課」に課名が変わりますので、それを文言の整理としてさせていただくものでございます。

では、順番に説明させていただきます。

議題第9号の天理市教育表彰規則の一部を改正する規則でございます。新旧対照表が資料の24ページでございます。第3条の表彰候補者の内申のところですが、この第3条の「市民協働・女性活躍推進課長」となっておりますが、こちらを「市民総活躍推進課長」という文言の整理をいたします。

次は、議題第10号でございます。天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則でございますが、資料の26ページの新旧対照表でご説明いたします。こちらの規則の別表に「補助執行させる事務」という欄がございまして、その「補助執行させる職員」のところに「市民協働・女性活躍推進課職員」という文言がございます。こちらを「市民総活躍推進課職員」という文言の整理をいたします。

これはどちらの規則も令和3年4月1日から施行するということで改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

## 1 教育長

何か質問ありますか。よろしいですか。では、これも承認させていただきます。

本日、日程第3の報告はございません。

これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時31分